

制度情報—2025年1月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

企業関連行政検査の厳格な規範化に関する国務院弁公庁の意見

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発[2024]54号

(公布日) 2025年1月3日

1. 主なポイント

- (1) 行政検査の主体は、行政法執行権限を有する行政法執行機関、法律法規の授權組織、委託組織に特定される。それ以外の組織と個人は全て行政検査を実施する権限を有さない。同時に本意見では、行政検査を執行してはならない4種類の主体及び人員（例えば、アウトソーシングの仲介機構、法執行証明書を取得していない法執行補助職員、地域サービス員、アルバイト職員など）を列挙した。
(第2条)
- (2) 企業が検査される可能性のある事項を事前に公表する。後続で関係主管部門が当該分野内の検査事項を整理した上で公表し、法定根拠に変化が生じた場合は、検査事項も速やかに調整する必要がある。社会に公表されていない事項が企業に対する行政検査事項になることはないという点に留意する。(第3条)
- (3) 本意見は行政検査方式及び検査頻度に対し規制を進めた。原則として書面による検証審査などオフサイト方式により監督管理ができる場合は、企業の現場検査には入らない。同一の行政機関が同一の企業に対して行う年度検査回数に上限を設け、原則として企業に対し上限を超えて検査をしてはならないとしたが、例外的な状況もあり、法執行主体はこれに対し一定の自由裁量権を有する。(第4条)
- (4) 本意見における行政検査行為の規範化により、恣意的な検査を防止する。例えば、法定代表者の同席を意図的に要求したり、企業に指定された仲介機構のサービス提供を受けるよう強要してはならない。(第7条)

2. 今後の留意点

本意見は行政法執行主体による企業に対する行政検査の規範化を目的としている。後続で国務院主管部門から行政検査基準が公布されるため、各企業は当該業界の検査基準の更新と調整に適時注目し、コンプライアンスリスク発生を回避するためにも、自社の経営状況に照らして社内検査を進めるべきである。また、各日系企業が行政検査を受けた際に、同業他社の検査と違う検査事項や検査基準があった場合、自社の合法的權益を守るために、法に従って異議や訴えを申し立てることができる。

(全文計 10 条)

北京における関連行政法規と国務院の認可を経た部門規則規定
の暫定的調整実施に関する国務院による回答

(発令元) 国務院

(法令番号) 国函[2025]4号

(公布日) 2025年1月10日

(施行日) 2025年1月10日

1. 主なポイント

- (1) 本回答の規定に基づき、北京市では2025年1月10日より、教育分野において、外商独資による経営型職業技能研修機構の設立を認める。(別紙第1条)
- (2) 文化娯楽分野において、外商投資による娯楽場所及び演劇場所経営業者の設立審査認可の権限を下位の区級人民政府文化主管部門に委譲する。
(別紙第2条、第3条)
- (3) 電気通信分野において、外商は北京市に情報サービス業務(アプリストアのみ、外商投資禁止分野を含まない)、インターネット接続サービス業務(ユーザーへのインターネット接続サービス提供に限る)などの付加価値電気通信業務を投資設立する場合に外資出資比率制限を受けなくなった。(別紙第4条)

2. 今後の留意点

本回答には、外資企業が特定のサービス業分野へ参入する際の政策に対する調整と緩和が見られるが、外資企業は依然として関連法律法規と監督管理の要求を遵守し、経営活動のコンプライアンス面を強化する必要がある。同時に、国務院の関係部門と北京市人民政府が調整に伴い制定する一連の関連規則と規範性文書に適時留意し、それらに基づき企業戦略と経営決定の適切な調整を進めることで、市場競争力のアップを図ることができる。(全文計4条)

『中華人民共和國民法典』婚姻家庭編の適用に
関する最高人民裁判所による解釈（二）

（発令元）最高人民裁判所

（法令番号）法釈[2025]1号

（公布日）2025年1月15日

（施行日）2025年2月1日

1. 主なポイント

- (1) 重婚の絶対的無効規則について規定し、訴訟時に、合法的婚姻関係にあった当事者がすでに離婚していた若しくは配偶者がすでに死亡していたとしても、前述の状況が発生した時点をもって重婚婚姻を有効とすることはできないとした。
（第1条）
- (2) 虚偽の離婚（例えば夫婦の債務逃れなどのため）について、双方が既に離婚登記を行っていた場合、その意思表示が虚偽であることを理由に一方が離婚無効確認を請求しても、裁判所はこれを支持しない。（第2条）
- (3) 債権者利益保護について、夫婦の一方の債権者が離婚協議における財産分割条項がその債権の実現に影響を及ぼすことを証明でき、裁判所に財産分割条項の取消しを請求する場合、裁判所は様々な要素を総合的に判断しこれを支持する。
（第3条）
- (4) 男女同居（いずれも配偶者なし）後の財産分割原則及び分割方法について規定した。原則上、約定がある場合は約定に従い、約定がない場合は個人が取得した財産は各自の所有に帰属するとし、また共同出資により取得した資産などについては、出資比率を基礎とし、裁判所が複数の要素を総合的に考慮して分割する。
（第4条）
- (5) 婚姻前及び婚姻期間中の不動産の贈与（不動産が移転登記されているか否か）に関する不動産分割規則を大幅に調整する。（第5条）
- (6) 夫婦の一方が第三者に夫婦の共同財産を贈与する問題について新たな規定を定め、当該行為が公序良俗に違反する無効行為に該当すると確定した場合、侵害を受けた一方が財産回収を要求することができると同時に、贈与した一方に財産の分割を減らす又は分割しないよう要求することができる。（第6条、第7条）
- (7) 夫婦の一方が、夫婦の共同財産を用いて出資したが自己名義で登記されている会社の持分を譲渡した場合の、持分問題及び夫婦双方での会社持分分割問題について規制した。但しこの2つの規定はいずれも有限責任会社に関する持分譲渡及び持分分割問題の規定であることに注意が必要である。（第8条、第9条）

2. 今後の留意点

本司法解釈では、同居の場合の財産分割、夫婦の個人不動産の他方への贈与、夫婦の共同財産の第三者への贈与、両親が出資して購入した家屋財産の分割、夫婦の有限責任会社の持分譲渡及び持分分割などの規則について比較的大きな調整があった。

中国国内で生活する日本人が、中国人その他の外国人との同居、結婚などの事情に関わっている場合、不動産贈与、企業持分分割、子女扶養などの問題において、中国の法律規則が自国の法律とは異なる可能性があるため、中国の関連法律がその権利義務に与える影響に留意しなければならない。（全文計 23 条）

医療・薬品企業の商業賄賂リスク防止コンプライアンスガイドライン

(発令元) 国家市場監督管理総局

(公布日) 2025 年 1 月 14 日

1. 主なポイント

- (1) 本ガイドライン制定の目的は、中国国内で医療・薬品（医薬品及び医療機器）の研究開発、生産、流通などの活動に従事する医療・薬品企業及び関連第三者への参考として提供することである。同時に医療・薬品企業及び第三者の概念範囲を定義した。（第 3 条、第 4 条）
- (2) 本ガイドラインは、医療・薬品企業がコンプライアンス要求を適時に規則制度又は行為規範に転化すると同時に、法規、監督管理政策の変化に基づき速やかに制度改正する必要について提案している。（第 7 条）
- (3) 医療・薬品企業に対し、コンプライアンス運営メカニズムを構築・健全化し、7 方面から商業賄賂リスクを予防・対応するよう勧めた。（第 9 条）
- (4) 実務でよく見られる 9 種類の医療・薬品関連活動行為（学術訪問交流、業務接待、コンサルティングサービス、アウトソーシングサービス、割引・値引き及びコミッション、受贈賛助・資金援助、医療設備無償投入、臨床研究、小売端末販売）における注意事項及びリスクを識別する方法を列挙した。例えば、業務接待の際には、接待制度の明確な範囲と基準の制定を勧めており、飲食費用を合理的に制限することや、記録を保持すること、頻度に注意すること、不適切な場所への手配を避けることなどを提案した。（第 11 条から第 43 条）
- (5) 本ガイドラインでは、医療・薬品企業が営業行為上で商業賄賂のリスクを発見した場合の内部・外部対応処置に関する措置について規定した。（第 44 条、第 47 条）
- (6) 本ガイドラインは、市場監督管理部門が行政処罰において、軽きに従う処罰、処罰軽減、及び処罰しない場合の状況について列挙した。（第 48 条、第 49 条）

2. 今後の留意点

本ガイドラインは強制的法的効力を有してはいないが、各医療・薬品企業の経営活動において商業上のリスクコンプライアンス管理業務を展開するための参考またはガイドラインとすることができる。現地日系企業は、本ガイドラインにおける 9 種類の一般的な医療・薬品関連活動に関する注意事項及びリスク識別状況を適切に理解し、正確に認識すべきである。

中国の第三者パートナーと取引を進める際には、相手側に対するデューデリジェンスに注目し、コンプライアンス経営を確保すべきである。同時に、現地の監督管理部門及び現地弁護士と適時に意思疎通し、政策や法規の変化及び監督管理の動態を把握し、企業としてコンプライアンス措置の有効性を維持するよう注意するべきである。

(全文計 49 条)

**金融分野の条件付き自由貿易試験区（港）における国際高水準に
沿った推進制度型開放の試行に関する意見**

（発令元）中国人民銀行、商務部、金融監督管理総局、

中国証券監督管理委員会、国家外貨管理局

（公布日）2025年1月22日

1. 主なポイント

- (1) 金融分野の試行地域について、同意見は、『条件付き自由貿易試験区（港）における国際高水準に沿った推進制度型開放の試行に伴う若干の措置に関する国務院による印刷公布』（国発[2023]9号）で規定された、上海、広東、天津、福建、北京自由貿易試験区、海南自由貿易港の6箇所の試験区に、横琴広東マカオ深化協力区、前海深セン香港現代サービス産業協力区、広州南沙など、香港・マカオ開放に向けた重要な協力プラットフォームが新たに追加された。（第1段）
- (2) 原則として、外資系金融機関は試験地域に限り、中国系金融機関と同種の新たな金融業務（中国国内では提供されていないが、既に他の国・地域では提供され、監督管理されている金融サービス）を行うことが認められる。但し、外資系金融機関が国家の安全や金融の安全に抵触する業務を行うことは許可されないという点に注意が必要である。（第1条）
- (3) 外資系金融機関が試験区で展開する関連サービスの審査・認可期間を短縮する。例えば、試験区に設立予定の内外資証券会社、外資銀行営業型機構、外資保険機構に対する審査認可期間を180日から120日に短縮する。（第4条、第5条、第6条）
- (4) 海外投資家の自由な対内・対外送金に関する懸念に応えるため、本意見では、真実性とコンプライアンスを前提とし、試験区では真実性とコンプライアンスに準拠することにより、海外投資家による投資に関連するあらゆる対内・対外送金移転を自由に、且つ遅延なく行うことを規定するとともに、移転可能な資金の種類を列挙した。資金移動の際、銀行が企業や個人に関連資料の提供を求め、資金の受払が真実で合法的な取引基盤を持つこと審査、確認する可能性があるという点に留意する必要がある。（第11条、第12条）
- (5) 試験区において金融データのクロスボーダー流動規則を確定・完備し、試験区の金融機関が法に基づき日常の経営に必要なデータを国外に伝送することを許可する。今後、金融データのクロスボーダー流通に関する「ホワイトリスト」が作成され、「ホワイトリスト」上のデータは法に基づき国外に伝送することができるようになる可能性がある。（第15条）

2. 今後の留意点

同意見の計20条の措置は、金融分野におけるこれまでの『条件付き自由貿易試験区（港）における国際高水準に沿った推進制度型開放の試行に伴う若干の措置に関する国務院による印刷公布』（国発[2023]9号）を細分化したものであり、試験区での国際高水準に沿った対外開放レベルを高めるものとなる。但し、本意見におけるこれらの

措置は現在、金融分野にのみに適用され、且つ試験区でのみ試行され、当面その他の業界分野及び地域の外資企業にはこれらの便宜措置は適用されないことに留意しなければならない。（全文計 20 条）

『全国統一大市場建設ガイドライン（試行）』の印刷公布に関する通知

（発令元）国家発展改革委員会

（公布日）2025年1月7日

（施行日）2025年1月7日

1. 主なポイント

- (1) 中国の各地域、各部門において今後、統一的大市場の建設を加速し、全国統一の市場制度・規則を構築する。（第1条）
- (2) 企業の財産権に対する保護を強化し、行政、刑事手段により違法に関わる経済紛争に介入し、越権行為、範囲の逸脱、金額超過、期間を超えた差し押さえなどの行為は今後厳格な規制を受ける。（第5条）
- (3) 後続で各地区が導入した政策措置に対し公平競争審査を強化し、特に市場参入、撤退、製品開発、企業誘致、入札募集や入札、政府調達、経営行為規範に関する政策措置を制定し、各地区における公平な競争を妨げる政策措置の導入を防ぐ。（第4条、第5条）
- (4) 全国統一の社会保障公共サービスプラットフォームを健全化し、就業地での保険加入の戸籍制限を全面的に撤廃し、戸籍、地域、身分、個人ファイル、人事関係などの要素による設定が人材流動に影響を与える政策上の障害を設けることを回避することを提起した。これは労働者が自ら就業機会、生活コスト、賃金待遇に応じて就業地を柔軟に選択できることを意味しており、各地域間における労働力資源の効果的配置を促進し、地域を跨いだ社会保障移転の際の障害を減らすものとなる。（第22条、第23条）
- (5) 強制的国家標準体系に関連し、本ガイドラインでは家電製品、家具、電気自転車、現代流通、ビッグデータ、人工知能（AI）、自動運転、スマート家具などの面で標準体系の整備と統一の推進を加速することを提起した。（第34条）
- (6) 本ガイドラインでは、各地域における市場監督管理規則と法執行監督管理規則の確立、強化、統一を提起した。（第38条から第41条）

2. 今後の留意点

本ガイドライン実施後、全国統一大市場を建設し、全国統一の市場制度・規則の構築を目指す。しかし現時点で、各地における経済発展レベル、法治規制、環境などに差異があり、地域により実務執行状況が異なる可能性があるため、執行するタイミングや順序も前後することが考えられる。

企業と密接に関連する登録登記、変更登記、閉鎖撤退、生産経営秩序、法執行監督管理及び処罰などの事項について、各日系企業は現地政府当局と協議し、当該重点措置に対する現地政府当局の理解及び実務執行状況を正確に把握し、コンプライアンス運営を確立しなければならない。（全文計54条）

海南自由貿易港の原材料・補助材料

「関税ゼロ」政策の調整に関する通知

(発令元) 財政部、税関総署、税務総局

(法令番号) 財関税[2025]1号

(公布日) 2025年1月24日

(施行日) 2025年2月1日

1. 主なポイント

- (1) 未焙煎コーヒー、エチレン、機械部品など 297 品目を海南自由貿易港の「関税ゼロ」の原材料・補助材料リストに追加したことにより、外資企業が海南自由貿易港でこれら原材料・補助材料を輸入する際の関税を節約・免除することができる。
(第1条)
- (2) 財政部が発表した(財関税[2020]42号)通知第3条の修理状況を追加する。指定された法規に基づいて輸入された「関税ゼロ」のヨット、自家用生産設備(関連部品を含む)の修理に適用し、輸入関税、輸入段階の増値税、消費税を免除する。但し「関税ゼロ」の部品は他の用途に流用することはできないという点に注意しなければならない。(第2条)
- (3) 「関税ゼロ」の原材料・補助材料の使用、譲渡及び監督管理規則を規定する。原則として「関税ゼロ」の原材料・補助材料は海南自由貿易港内の企業の生産・使用に限られており、譲渡してはならない。企業の倒産などにより譲渡された場合、原則として譲渡する前に税関の同意を得ると共に、追徴税金などの手続きをしなければならない。(第3条)

2. 今後の留意点

同通知は海南自由貿易港で輸入される原材料・補助材料、部品などの「関税ゼロ」政策のみの規定である。原材料・補助材料を「関税ゼロ」輸入した後も税関の監督管理を受ける必要があり、また海南自由貿易港内の企業での使用に限られ、随意に譲渡してはならない。原材料・補助材料を譲渡したり、原材料・補助材料を加工製造した貨物を譲渡する場合は、税関と事前に交渉を行い、関連する税金追徴政策を履行する必要があるという点に注意しなければならない。(全文計5条)

2025 年全国広告監督管理業務概要

(発令元) 国家市場監督管理総局弁公庁

(公布日) 2025 年 1 月 21 日

1. 主なポイント

- (1) 長江デルタなどの地域における、地域を跨いだ医療機器広告の審査業務試行の展開を支持し、「三品一機」（薬品、健康食品、特殊医学用途調合食品、医療機器を指す）の広告審査についての分類管理制度を実施し、「三品一機」の広告審査情報システムを整備する。（第 3 条、第 10 条）
- (2) 広告法規や規約の改正業務を推進し、2025 年末までに『広告管理条例』の改正草案を起草することを提起した。（第 6 条）
- (3) 2025 年には、反ファシズム戦争勝利 80 周年を理由とした不当な事業を防止・制止する特別業務を展開し、国家の尊厳を損ない、社会の公序良俗に則っていないなどの問題がある違法広告を法に従って調査、処分する。（第 15 条）
- (4) 2025 年の国家広告監督と整備の重点分野を提起した。（第 17 条）

2. 今後の留意点

当該業務概要は 2025 年の国家広告監督管理業務の重点を示している。外資企業が医療、薬品、健康食品、特殊医学用途調合食品、医療機器、金融、教育訓練などの重点分野に関わる場合、広告内容のコンプライアンス面に重点を置き、虚偽、誇張などの違法宣伝を避ける必要がある。同時に広告に関連する法規や規約の改正状況、および「『中華人民共和国広告法』適用問題法執行ガイドライン」などの監督管理ガイドラインの公布に留意し、新規則の要求に沿って広告戦略と広告内容を適時に調整する。

(全文計 24 条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

2018年6月、B氏はA社と1年間の『労務契約』を結び、清掃員として清掃業務を担当することになった。労務契約の約定によると、B氏は毎日の勤務時間4時間の中で清掃業務を完了すればよく、A社での勤務時間以外は個人的にその他の職業に従事してもよいとされていた。また、A社は毎月労務報酬を支払うことが約定されていた。

2023年2月22日、市場環境の大きな変化により、A社は経営維持が困難となり、閉鎖を決定した。従業員の配属調整過程で、B氏はA社との間には労働関係があると主張し、A社に対し経済補償金を要求した。A社は双方間の関係は労働関係ではなく労務関係（一般民事契約関係）であるとして、B氏にこれを説明すると共にその要求を拒否した。その後、B氏は現地の労働人事争議仲裁委員会に仲裁を申し立て、A社との間の労働関係を確認と共に、A社に対する経済補償支払いを求めた。

2. 紛争の焦点

A社とB氏間の労働関係の有無。

3. 弁護士の分析

A社とB氏の間には労働関係はない。具体的には以下の通り分析できる。

労働関係の本質的な特徴は「支配的労働管理」であり、具体的には以下に挙げる特性があるかどうか、またその強弱の程度などを、事実と照らし合わせて確定しなければならない。

- (1) 人身従属性: 主に従業員が企業の業務管理、出勤管理、労働規律、賞罰規定などの各項規則制度や会社の業務指示を受け入れる必要があるかどうか、従業員と会社が管理する者とされる者の関係であるかどうか、従業員が自主的に労働時間と業務量を決定できるかどうか、及び業務の継続性などを指す。
- (2) 経済依存性: 主に従業員が賃金を得る方式で企業から労働報酬を得ているかどうか、従業員が経済的に会社に依存しており、その収入水準、福利厚生などが会社の経営状況、利益などと密接に関連しているかどうかを指す。
- (3) 組織従属性: 主に従業員が従事する仕事が企業業務の重要構成部分に属するかどうかを指す。

本件でのB氏の毎日の勤務時間は4時間であり、それ以外の時間はB氏が自由に手配し、他の職業に従事することができる。B氏はA社の業務管理や出勤管理、労働定款などの規則を厳格に守る必要はなく、また清掃業務はA社の業務の重要構成部分ではない。

したがって、B氏とA社との間に労働関係はなく、A社が経済補償金を支払う必要はない。

4. 事件の裁判結果

労働争議仲裁委員会はB氏の請求を棄却した。

5. 今後の留意点

実務では一部の企業が社会保険の納付を削減または回避するため、清掃スタッフや保安スタッフなどと労務契約を結んでいる。労務契約の約定が適切でない場合は、企業と当該従業員との間に労働関係があると認定される潜在的リスクが存在する恐れがあるという点に留意しなければならない。そこで、以下の実務処理スキルを各企業の参考に供する。

- (1) 労務提供者と会社にはいかなる関連関係、所属関係も存在しておらず、双方は平等で独立した民事主体であることを強調する。
- (2) 双方は労働関係ではなく、労務関係に属することを強調する。
- (3) 労務業務が会社の主要業務には属さないことを表明する。
- (4) 例えば、「労務提供側は自主的に勤務時間と勤務方式を手配する権利を有し、労務任務の完了を保証するとの前提であれば、甲の日常的な勤務時間や勤怠制度に従う必要はない」など、労務提供側の業務の自主性を強調する。
- (5) 管理関係を希薄化させ、労務提供側に社内規則制度の遵守や厳格な管理を受け入れることなど労働関係に類似する条項の記載を避け、その他の類似表現に置き換えるよう考慮する。
- (6) 労務提供側は年次休暇、病気休暇、社会保険、住宅積立金など、労働関係に基づいて生じるいかなる福利厚生待遇も享受できないことを明確に約定する。